

東日本大震災被災者に係る国民健康保険料減免取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、茅ヶ崎市国民健康保険条例（昭和34年茅ヶ崎市条例第15号。以下「条例」という。）附則第6条及び茅ヶ崎市国民健康保険条例施行規則（昭和34年茅ヶ崎市規則第11号。以下「規則」という。）附則第3項の規定による保険料の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(減免対象者、減免期間及び減免額)

第2条 条例附則第6条及び規則附則第3項に係る減免の対象となる者は、平成23年3月1日に「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長について」（令和5年2月24日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課・医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）（以下「事務連絡」という。）に定める区域又は地点等に住所を有していた者とする。

2 減免期間は、事務連絡に定める減免対象の区分に応じた期間とする。

3 減免額は、事務連絡に定める減免対象の区分に応じた金額とする。

(減免の申請)

第3条 前条の規定により保険料の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書により市長に申請しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限

(3) 減免を受けようとする理由

2 前項の規定により減免の申請をする者は、申請書に次の書類を添付しなければならない。

(1) 平成23年3月1日に別紙に定める区域又は地点等に住所を有していたことがわかる書類

(2) その他事実がわかる書類

3 市長は、前条第1項に該当すると認める場合においては、申請により保険料を減免することができる。

4 市長は、第1項の規定により提出された申請書に不備がある場合は、口頭又は文書で申請者に対して相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

5 前項に規定する口頭又は文書で事実の確認が困難である場合は、実地調査等により事実の確認に努める。

6 市長は、第4項の場合において、申請者が当該期限までに補正を行わないときは、減免の申請を不承認とすることができる。

附 則

この基準は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年7月1日から施行する。